請　　　　書

業務名

業務場所

履行期間　　　　　　　　　　　　年　　月　　日から

年 月 日まで

請負金額 金　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　円）

上記の業務について、次の条項によりお請けします。

　　年　 月　 日

亘理町長　　　　　　　殿

受注者　　住　　　　所

氏名又は名称　　　　　　　　　印

１ この契約において，亘理町を甲とし、受注者を乙とする。

２ 乙は，別紙図面及び仕様書(金額を記載しない設計書を含む。)に基づき，頭書の請負金額をもって，頭書の履行期間内に業務を完了するものとする。

３ 乙は，甲の承諾を得ないで，業務の全部又は一部を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。また同様に，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。

４ 乙は，業務を完了したときは，その旨を甲に通知し，甲は，通知を受けた日から10 日以内に業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

５ 甲は，完了検査により業務の完了を確認し，乙から成果物の引渡しがあったときは，直ちに当該成果物の引渡しを受けるものとする。

６ 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては，乙はその理由を明示した書面により，甲に履行期間の延長変更を請求することができる。この場合において，甲は，損害金の支払を乙に請求することができるものとし，その損害金の額は，請負金額から部分引渡しを受けた部分に相応する額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

７ 請負金額は，検査合格後，乙から請求を受けた日から30 日以内に支払うものとする｡

８ 甲がその責めに帰すべき事由により請負金額の支払が遅れた場合においては，乙は，未受領金額につき，延滞日数に応じ，年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

９ 甲は、引渡しの日から2年間、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。

10 甲は，乙の債務不履行，不正な行為又は解除の申出があったときは，契約を解除することができる。

　この場合において，乙は，請負金額の10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，出来高部分については甲の所有とすることができるものとし，当該部分に対する相当額を支払うものとする。

11 乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは，甲はこれを請負金額と相殺し，なお不足があるときは追徴する。

12 甲は，前項の規定により違約金等の追徴をする場合には，乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

13 甲は，業務が完了するまでの間は，自己の都合により契約を解除することができる。この場合において，契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは，乙はその損害賠償を請求することができる

14 この契約につき，甲と乙との間に紛争の生じた場合は，甲及び乙は，協議の上調停人１人を選任し，当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において，紛争の処理に要する費用については，甲と乙が協議して特別の定めをしたものを除き，甲と乙がそれぞれが負担する。

15 この契約に定めのない事項については，必要に応じて甲と乙が協議して定める。